



令和 3 年 12 月 2 日
午前・午後 11 時 15 分 受領

No. 1

令和 3 年 12 月 2 日

議長	事務局長	係

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 少林 法子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

(答弁一括方式

答弁分割方式

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 防災対策における優先順位と啓発活動について</p> <p>愛南町の耐震化率は目標 90%を掲げながらも、現実には 54%である原因について、町長は、議会や西海地域住民説明会で、こう述べています。「住民が、耐震診断の際に他人が家に入ってくるのを嫌がるから。」「住民が、自分は高齢で、家も古いし、金もかかるし、このままでいいと言うから。」と、住民の意識の低さを、耐震化が遅々として進まない理由にしていました。せつかく町が補助金を増額したり、家屋内の一部シェルター化など、安く耐震化できる情報を保持したりしても住民には届いていないのです。大変もったいないことだと思います。したがって、今後積極的に地域に出向いて説明し、住民の意識を変えることこそ、今最も防災対策行政の取り組むべきことではないでしょうか。そこでお尋ねします。</p> <p>(1) 積極的な啓発活動の必要性について、どう捉え、行動するつもりですか。</p> <p>(2) 町長は9月議会で、命をまず守る耐震化が最も大切だと述べています。その次の優先順位は、津波に備えての一次避難、その避難路と避難場所の整備とだと思う</p>	町長

のですが、いかがですか。

(3) 大津波の恐れのある、内海、特に由良半島や、東海、御荘湾の各地区の行政協力員の方々に一次避難の整備状況について独自に調査しました。その結果、避難路とその整備はほぼできており、住民にも周知していました。一方、一次避難場所の整備状況については、独自調査の地域では不十分でした。避難場所の面積や整地状況、一次避難場所で生活する想定日数、保管すべき物と必要量、準備物における公助と自助・共助の境目等、不明な点が多く、多くの地域で、防災対策課との、細かな詰め合いの打合せができていないと語っていました。また、調査の中で、東日本大震災から10年以上が経過し、住民の危機意識が薄れていることも感じました。一方、防災対策課は、要望があった場合は備品について予算化しています、という待ちの姿勢です。これでは、一次避難場所の整備は前に進みません。この点でも、町行政が積極的に地域へ出向き、顔を突き合わせての具体的な詰め合いの話し合いが必要と思いますが、町長はいかが思われますか。

(4) 南海トラフ大地震に向けた防災計画で、ホップ、ステップ、ジャンプ、着地に当たるのが、耐震化、一次避難、避難生活、災害処理復興、だとした場合、全体計画はできているのでしょうか。独自調査の結果では、一次避難後の計画が知らされていませんでした。町内でホップ、ステップに当たる、耐震化、一時避難、の準備もできていない中、ジャンプに当たる旧西海中学校への道路整備は唐突に出された感があります。全体計画はきちんとできているのでしょうか。今回の旧西海中学校への道路整備はその計画の中に位置付けられたものか、お尋ねします。

2. 排水処理整備の推進について

令和3年3月現在、下水道の整備状況、つまり生活排水をきちんと処理している割合は、県平均81.1%に対し、愛南町は47.4%と県下で最低となっています。このことは、愛南町の52.6%の家庭から出される、風呂・洗濯・台所等の生活雑排水が、そのまま直接川に流れ込んでいるということを意味します。全ての排水は川を通過して海に行きつくので、生活排水処理は、水質環境保全の観点から最も基礎的で不可欠なものです。

足摺宇和海国立公園を擁し、希少生物が多数生息する貴重な自然環境を有する愛南町、最も水質環境の保全に敏感であるべき愛南町がこれでよいのでしょうか。整備が進まない理由はいろいろあるかとは思いますが、ぜひ熱意とアイデアで打破していただきたいと思っています。

そこで、質問です。早急に整備する必要がある生活排水処理事業に関し、町は合併処理浄化槽の設置を推進しています。整備状況が低いことをどう分析し、今後合併浄化槽の設置率を上げるためにどういう手段をとるつもりですか。

3. 太陽光発電についての条例改正の必要性について

再生可能エネルギー（再エネ）は、2012年に「固定価格買取（FIT）制度」が導入されてから、加速度的に導入が進んでいます。同時に、自然環境や景観が損なわれることへの懸念から、太陽光パネルの設置を規制する条例を定める自治体が増え、経済産業省が昨年度、全国の自治体を対象に行った調査では、回答があった1559の自治体のうち、134の自治体で事前の届け出や協議、認可などの手続きを定めるなど設置を規制する条例を設けており、さらに66の自治体では一部の区域で設置を抑制した

町長

町長

り禁止したりしていて、中にはすべての地域で太陽光発電設備の設置を規制している自治体もあるということです。

愛南町では、愛南町環境基本条例の目的に基づいた、いわゆる再エネ条例を平成28年に定め、規制をかけております。が、条例には不備があり、状況に合わせて、随時改正していく必要があるとも言われております。

今回は、太陽光発電に関して、条例改正の必要性を問いたいと思います。

(1) 現在、町の再エネ条例第7条では、500㎡以上の太陽光発電だけが、条例の規制を受けることになっています。それだと、500㎡未満の事業として個別に申請すれば、条例に規制されることなく、愛南町への届出も必要なしで、いくらでも太陽光発電のための土地開発ができることとなります。故に、条例改正が必要と思いますが、いかがですか。

(2) 山林を切り開いて、急な斜面に、ある日忽然と太陽光パネルが設置されているのを目にします。それも小規模の場合、現行条例に係らないでしょう。しかし、自然、景観の面で問題があります。また、地形的に荒天時の土砂崩れ等災害も危惧されます。何より、再生可能エネルギー法の趣旨は、カーボンニュートラルなエネルギー確保です。CO₂を吸収してくれる森林を伐採して太陽光パネルを設置すること自体本末転倒です。500㎡未満であっても、自然破壊や災害につながらないよう、客観的な規定を定める条例改正が必要ではないでしょうか。

(3) 愛南町再エネ条例の第5条第4項に「発電事業終了後の事業者の発電設備撤去義務」が記されていますが、同時に、「町長が認めれば撤去の必要がない」ことも記されています。なぜこの一文が加わっているのか、どんな場合に撤去義務が解除されるのか、ご説明ください。

4. 南宇和自動車教習所の存続について

南宇和自動車教習所は、主に18歳に達した高校生の免許取得と、高齢者講習、特殊車両免許取得で成り立っております。しかし、近年の生徒数減少で、収益は減ってきました。経営者は、フリーペーパーへの割引の広告、ホテルと提携しての合宿講習、高校生の応援プラン、原付教習無料、宇和島からの無料送迎、ドローン講習等、営業努力を重ねると同時に、金融公庫からの借り入れでやりくりしてきました。しかし、年度による変動はありますが、近年赤字が生じています。

もし、この教習所がなくなった場合、高齢者講習に関しては、基本的に愛媛県内で講習を受けることになっているため、受講者は宇和島に行く必要があります。例えば、高齢者講習の受講者は約1000人おります。その中で75歳以上の高齢者は、検査で一度行く必要があり、その検査結果いかんでは、再度講習のために宇和島に行く必要が出てきます。概算で、のべ1500人が宇和島に行くこととなります。高齢者にとって、宇和島まで往復2時間の運転は負担ではないでしょうか。また仮に、宇和島までの交通費を町が負担する場合、宇和島までの往復バス代3,000円×1500人分、450万円のお金が必要となります。

そこで質問です。このように、南宇和自動車学校は公共性が高く、なくなると多くの方々が大変困るため、存続を望む声があがっています。この窮地への対策について、町のお考えをお聞かせください。

5. 町図書館の整備について

昨年度、「新しく町図書館の建物を建てること」について議会で否決されました。これは、町の図書館整備そのものを否定するものではなく、新築はしないということで

町長

町長

したが、その後、動きが見えません。町図書館の整備を希望する方々からは、その後どうなったのかと聞かれます。かつて町長は、図書館設立は悲願だ、とまで言っておりましたが、新築でないと町図書館はいらないのでしょうか。そこでお尋ねします。

図書館について、既存の施設を使った、例えば御荘文化センターを基幹施設として各公民館図書室をつなぐ「ネットワーク図書館」とか、今後小中学校の統廃合でできる閉校した校舎を活用するなど、いろいろな方法が実践できますが、町図書館について構想があればお聞かせください。